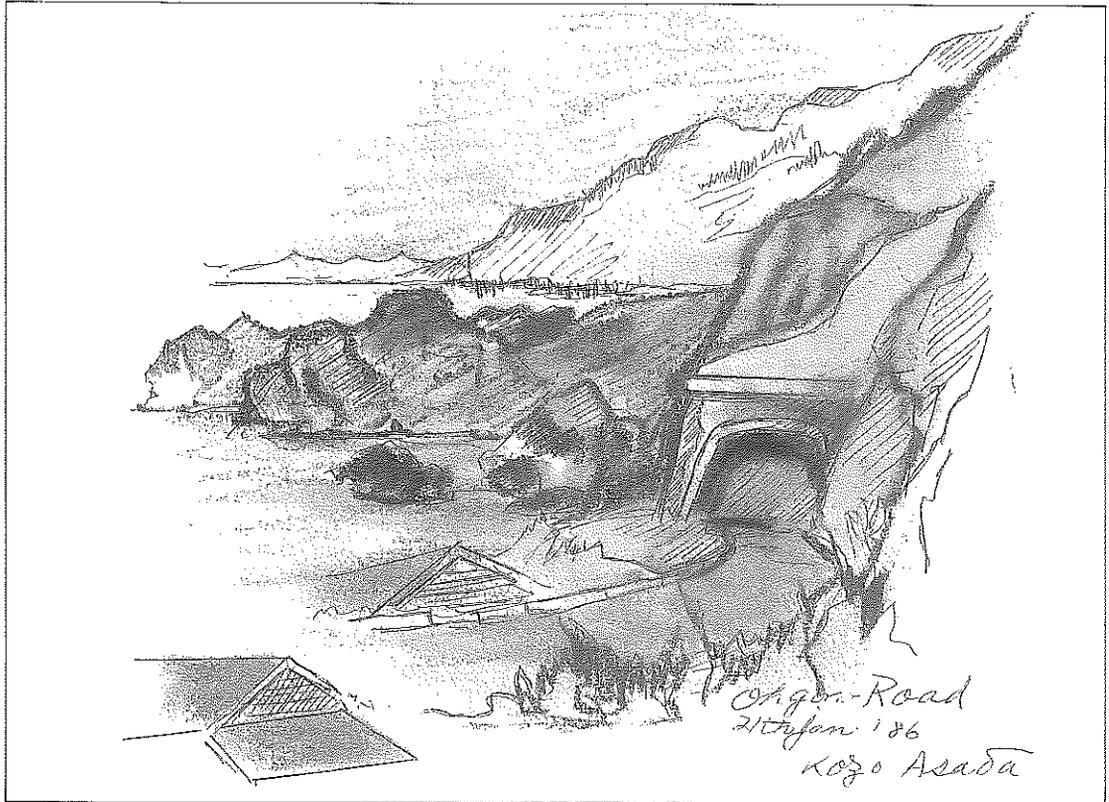


行政ほっかいどう

1992.7



「黄金道路（日高）」札幌支部（西区）朝田廣三会員

目次

行政書士のための行政手続法(3) (米倉 博) 2	• 支部長人事 (十勝支部) のお知らせ 17
この人に聞く (山下正則さん) 5	• 車庫証明対策委員及び綱紀委員の委嘱に ついて 17
<業務資料>	• 事務所の移転 (十勝・釧路支部) 17
• 新・商法 (会社法) ③ (橋本雄一) 7	本会の主要行事 18
• 外国人登録法の一部を改正する法律の あらまし 14	支部のうごき 18
所蔵図書のごあんない 15	表紙のことば・原稿募集・ご逝去 19
日行連総会見聞記 (坂下 尊) 16	編集後記 20
<お知らせ>	
• 平成4年度自治大臣・日行連会長表彰者 17	

行政書士のための行政手続法(3)

米 倉 博

行政手続法は、国民の権利利益の保護の裏返しとして行政庁を、ある一定の行為について拘束する。

角度を変えていうと行政手続法は、国民のための行政が行政庁のための行政であってはならないとする当然のことが実際の運営において、原則どおり運営されていないところに行政手続法の制定の必要性が叫ばれてきたのであろう。当然のことが、当然でなくなってしまって、それに慣れてしまう、あるいは慣らされてしまって取り返しのつかない結果を招いてしまうことに心しなければならぬのではないか。『当然を当然として主張することにつき臆病になってはならない。』とこの制度は教えてくれているような気がする。

行政手続法要綱案の目的が、「この法律は、処分、行政指導及び行政に関するその他の行為の手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものとする。」と宣明している。行政運営が不透明であるということは、国民にとって不透明であるといえるのであって、行政内部あるいは組織においては不透明でもなければ、不公正であるとも考えられていないところの国民からすると問題点を明らかにして、その解決を図るための法律制度を確立して、この目的を達成しようとするものであろう。

「国民のための行政」あまりにも当然過ぎることが、当然として行われぬのは何故か、真剣に考えてみる必要があるのではないか、とはいっても何か目に見えない大きな問題が隠されているように思える。いちいち考察するのは煩わしいので私見は避けることにして、次の文を一つの現実として私見に代えさせていただく。

『政策的な改革が進まないだけでなく、霞ヶ関は、いわば「制度疲労」をきたし、その寿命が尽きようとしているのではないかと、とさえ思えることがある。国民の利益をいかに守り、増大するかという行動規範ではなく、官僚としての保身や出世をいかに図るかという矮小な行動規範がまかりとおる。国民のためには、まったく役に立たない政策も、役人の出世のための点数かせぎのために実現していく。改善すべき問題点についても、役人の保身志向のために、問題がないという「答弁」が作られる。このような霞ヶ関の状況にあって、心ある官僚は、自尊心を傷つけられていく。そうして、ある者はあきらめつつ、理想も覇気もないままに働き続け、ある者は霞ヶ関を見捨てていくのである。』(裸の霞ヶ関官僚、行政実務理論研究会、時評社)と一序にかえて一の中で述べている。

行政実務理論研究会は、霞ヶ関中央官庁の現役若手キャリア官僚によるインフォーマルな研究会である。研究会がいうように「国民のための行政」が役人の保身や出世のための道具として行政運営がなされているとするならば「行政手続法」は、目の上のタンコブであって制定に賛成するはずもない。というのは言い過ぎであろうか。なにか肌寒さと腹立たしさを感じる話である。研究会頑張れとエールを送りたい。もう一つ紹介しよう。

『……官僚的な裁判官制度による人間疎外を拒否するものでなければならない。それは、裁判官がその組織にすっぽりはまりこんで、自己を見失わせる誘惑を克服することである。裁判官の誠実心は、その組織に対するものではなく、国民に対するものであらねばならない……』(青木英五郎著、誤判にいたる病)。この言葉は、行政官にも通ずるものであろう。

ここで本論に入る前に、青木英五郎先生について、少しお話をしてみたい。先生は、長年裁判官をされておられたが、突如として弁護士に転職された方である。当時の事情について、青木英五郎著作集（全3巻）の「刊行の辞」にかえてで佐伯千仞氏は次のように述べている。これを引用しよう。『……青木氏が、昭和37年11月、突如としてその職を辞し、弁護士になってしまったのである。そのきっかけがまことに青木氏らしく、最高裁が同年5月19日判決で、八海事件についてさきに広島高裁が言い渡した4被告全員無罪の判決を破棄して再び広島高裁に差戻したという出来事がそれだったのである。この最高裁判決の異常さは、それを問題としたのが単に青木氏だけではなく、最高裁内部の調査官でさえ公然指摘したという事実によって示されているが、ただ青木氏の場合には、それがこのままでは差戻後の広島高裁で4人とも必ず有罪になり死刑になる者もあるに違いないという思いからじっとしておれず、遂に裁判官をやめ自分も弁護士となってその弁護に当たろうとまで決意されたことが特徴であった。その後の経過は、よく知られているとおりで、差戻後の広島高裁では、氏らの心配どおりに弁護団の懸命の努力にもかかわらず全員が有罪となり、阿藤被告には死刑さえ言渡されることになったのである。しかし、その後の氏ら弁護団の超人的な努力によって、最高裁の第3次上告審では全員無罪となって無事解決を見たのである。この八海事件の後、氏はさらに仁保事件について著書「自白過程の研究」などにより被告人が無罪となるのに貢献したが、最後に狭山事件と取り組むことになった。ここでも氏は不屈の闘志をもって無罪と信ずる石川被告のために渾身の努力を傾けたが、残念ながら上告も棄却され、再審請求の途中で不幸病を得て遂に心を残しつつ永眠したのである。』

少し長くなったが、あえて紙面をさいたのは、「行政書士のための行政手続法」を投稿するに当たっては、先生の著書『もし奴らが朝にあなたを連れていったら、夜には私たちを連れにやってくる。（黒人作家 ジェームス・ボールドウィンの

「アンジェラ・デービスへの手紙」から）この言葉は、国家権力の側にある少数の人々を除いて、われわれ市民のだれもが潜在的に背負わされている危険を語っている。』で始まる「市民のための刑事訴訟法」に深く感銘を受けたからである。許可なく、「市民のための」を拝借して、題して「行政書士のための」と、したのである。勿論、先生の足元にも及ぶものではない、真似をしたただけである。ただいえることは、「刑事訴訟法」も「行政手続法」も国民の権利と利益を保障する手続である、という目的は共通するのである。その手続を運営する側がどれほどに慎重に、国民の利益を損なうことなく運営するかということが大切であって、権力側の都合によって運営されてはならない、ということにわれわれは注意し監視をしなければならないのではないだろうか。

さて、本題に戻そう。行政手続法が、国民にとって必要且つ重要な制度であり早期制定が待たれると述べてきた。そうして、行政書士は、依頼者の代わりとなって官公庁に提出する書類を作成し申請することを業とするものであるから依頼者の権利や利益を護らなければならない使命がある。

従って、「行政手続法」に関心をもってその制定に全力を傾けるべきであろうとも述べてきた。

そこで、具体的な「行政手続法要綱案」の規定を行政書士の実務に照らして、特に直接関係のある規定について検討してみることにする。要綱案の第2章申請に対する処分、第4章行政指導が行政書士の日常業務の上で最も関係の深い規定であろう。従って、これらの規定を中心に考えてみよう。

申請に対する処分の章では、1. 審査基準、2. 標準処理期間、3. 申請の処理、4. 拒否処分の理由の提示、5. 雑則の5節が規定されている。

1の審査基準では、審査基準の設定、公表として次のとおり規定している。

(1) 行政庁は、申請に対する処分について、審査基準（申請が法令に定められた許認可等の要件に適合しているかどうか、及び許認可等を行う必要があるかどうかを、行政庁が当該法令の定

めに従って判断するための基準をいう。) を定めなければならないものとする。

ここで申請とは、法令に基づき申請人に対して受益的である処分を求めるものをいう。(第2定義の2) 従って、受益的な申請であっても法令に基づかない省庁の規程等による申請は、適用対象外となる。例えば、建設コンサルタント登録等がこれにあたることとなる。これに対して本会は、法令に基づかない申請についても適用すべきであるとの意見を提出した。(意見書参考) この規定は、行政書士の実務上どのような効果が期待されるであろうか。この審査基準は、特別なものを除いてはできる限り具体的なものとし、(2項) 更に公表を義務づけている。(3項) 現在行政書士が取扱っている申請事務のほとんどに、それなりの説明なり基準は定められているし、容易にそれを入力することもできる。実質的には、この規定の審査基準の設定、公表は現在でもほぼ満足されているといえるかもしれない。従って、この規定によって特別期待すべきものはないのではないかと、とも思える。

しかし、現在の説明書や審査基準は文字どおり運用されているのであろうか。同一の内容の申請であっても、地域の異りや審査の担当者によって、これらが守られることなく審査基準はまちまちであり、現在の説明書や審査基準では役に立たないことを経験した会員は、決して少なくないはずである。例えば、知事に申請する経営事項審査申請書で工事实績を確認する書面として、知事は数種の書面を例示して、実際に工事を施工したことを確認できればよいとしているのに、審査担当者はそれに従うことなく一種類の特化した書面以外は一切認めないとする取扱いがなされていた事実がある。このような取扱いをすることによって、逆にその取扱いに合わせるために実際に施工もしなかった工事を行政庁の要求する書面を新たに作文するという事態が起こりうるということを否定することはできない。そうすると、虚偽の申請が、通過して真実の申請は拒否されるという誠に申請者にとっては納得のいかない結果となるのである。

書面審査においては、このようなことが起こり得る。この種の例は、特別珍しいものではなく枚挙にいとまがない。何故このようなことが平然と行われるのであろう。

答えは、簡単である。反論の根拠となる事前手続の法令が整備されていないからである。

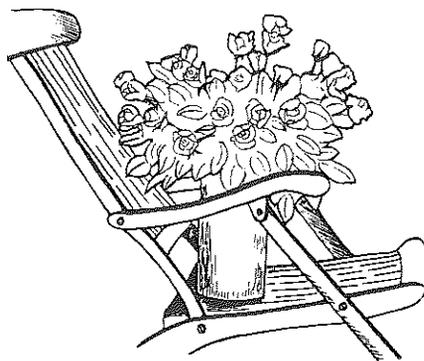
この行政手続法による審査基準の設定、公表規定は、申請に対する審査庁を拘束することとなるから、公表された審査基準を無視して独断の審査をすることはできなくなるのである。仮りに事例の如く取扱いを行った場合には、本規定をもって反論すればよい。これが本規定の効果であろう。

第3次行革審の第34回審議会において、次のような質疑応答があったので参考に供しよう。

①行政庁が手続法に規定する手続に違反して処分を行った場合における措置としてどのようなものがあるかとの質問があり、相手方は当該処分の違法性を争うことができ、また、当該処分を行った公務員は国家公務員法上の法令遵守義務違反により懲戒の対象となり得るとの答えがあった。

因に、本件に係る公務員の法令遵守義務違反に対する懲戒規定は、国家公務員法第82条第1項第2号、地方公務員法第29条第1項第2号である。参照されたい。

(次号につづく)



この人に聞く

北海道警察本部交通部管理官兼総合対策室長

山下正則さん

■インタビュー■

企画部理事 佐藤良雄
会報編集委員 山本隆一

今回より各行政をその第一線で実際に担当されているかたがたにご登場願ひ、その実態についてお伺いするシリーズが始まりました。その第1回目として、北海道警察本部の交通部管理官兼総合対策室長の山下正剛さんに交通行政全般につきインタビューしました。

◎本年の交通事故の発生状況についてお聞かせ下さい。

本年1月から5月までの統計で、交通事故の発生件数が9,419件、死者が172名、負傷者が11,684名となっております。内容的には若者中心の暴走型と子供、高齢者のからむ死亡者数と、二極化の傾向を示しています。

◎一口で言ってそれらの事故原因は何でしょうか。

死亡事故のケースごとに事故原因は千差万別で一概には言えませんが、まず一部道民の交通安全に対する意識の低さがあげられます。このことは道外から訪れるドライバーがよく「北海道のドライバーのマナーが悪い」と評することでも理解されましょう。

また、車両の平均速度が全国平均より約10キロメートル速いという統計からもこのことが裏付けられております。夜間のシートベルトの装着率が低く、これが死亡事故につながるケースも目立ちます。夜間シートベルトの装着率が下がっているということは、『夜間は他人に見られないから。夜間は取締りがな

いから。』との理由によるのでしょうか、自らが自らを守るといった意識が醸成されていないように見受けられます。また子供、老人がらみの事故では、本年信号機のある交差点で発生した死亡事故の犠牲者5名のうち4名までが歩行者が主たる原因をつくった事故となっています。

一言で表現するならば『ドライバー、歩行者共にマナーが悪い』とでも言いましょうか。

◎取締りに関しまして何か問題点はありますか。

悪質なドライバーに対しては、力で違反を減らして行くことが必要ですが、18才以上の者なら誰でも免許が取得できる制度も再考しなければなりません。6月の事例では、免許取得後3年間で5～6回の違反歴があり、過去2年間で免許停止2回の前歴があり、5月末に停止の処分を受けているドライバーが6月上旬に死亡事故をおこしたわけです。違反を繰り返しているドライバーは、大きな事故に結びつく可能性が大であると申してもよろしいかと思います。

◎どのような事故防止策があるのでしょうか。

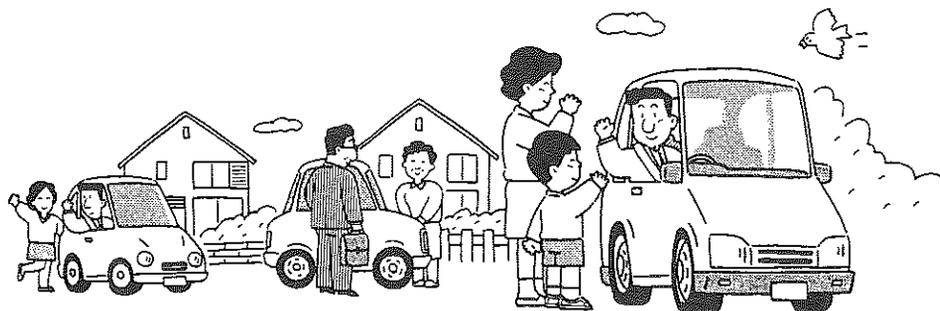
悪質違反排除の取締り 郊外夜間の取締りを積極的に推進して行きます。また取締りと平行して、安全運転についての情報提供を行い、ドライバー、歩行者に対して新たな認識をしていただくようにして行きます。この具体的な方法としましては、更新時、講習時の利用等を行います。これは更新時に法律で定められているものとは別に、ダイレクトメールで交通安全に関する情報提供を行います。対象といたしましては、25才未満、免許歴3年未満の方、二輪ライダー、65才以上の高齢免許者等です。これらのダイレクトメール作戦には当然巨額の予算が必要となります。したがって若い方の多い建設業界、車のディーラー、ガソリンスタンド等からのバックアップも必要となるであります。

◎最後に結びの言葉として、北海道のドライバーに対して何か事故防止上のアドバイス・ご要望でもございましたらお願い致します。

先程も述べましたように、総じてマナーの悪さが目立ちます。死亡事故の6割が交通法犯の前科前歴者で占められています。これは

取締りの行われていない所では無謀運転を行っていることを物語っているのではないのでしょうか。これらの前科前歴者に対しては指導取締りの強化を図って行きます。しかし残りの4割のドライバーは、かつての無事故、無違反者なのです。つまり運転免許は必要最低限の能力で取得できることがクローズアップされなければなりません。免許を取得したあと、いかに無事故でやって行くのか。これはドライバー本人が人命尊重の意識をもって運転するかどうか、その一点にかかっているわけです。

◎ 本日は交通行政に携わっておられるお立場からの貴重なご意見等をお聞かせいただき、一般道民として交通事故に対する認識不足を痛感すると同時に、また人命軽視の風潮が交通事故抑止の重大な障害となっていることを再認識させていただきました。本日は管理官にはご多忙の折、貴重なお時間を拝借致しましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。



新・商法(会社法)

企画部理事 橋 本 雄 一

PART ③

<各種会社の定款記載事項>

	合 名 会 社	合 資 会 社	株 式 会 社	有 限 会 社
絶 対 的 記 載 事 項	①目的 ②商号 ③社員の氏名・住所 ④本店・支店の所在地 ⑤社員の出資の目的その 価格又は評価の基 準 (商63)	①目的 ②商号 ③社員の氏名・住所 ④本店・支店の所在地 ⑤社員の出資の目的そ の価格又は評価の基 準 ⑥各社員の責任の有限 ・無限の別 (商148)	①目的 ②商号 ③発起人の氏名・住所 ④本店の所在地 ⑤設立時に発行する株 式の総数・額面・無 額面の別と数 ⑥会社の発行する株式 の総数 ⑦額面株式を発行する ときは1株の金額 ⑧会社が公告をする方 法 (商166 i)	①目的 ②商号 ③社員の氏名・住所 ④本店の所在地 ⑤各社員の出資の口数 ⑥資本の額 ⑦出資1口の金額 (有6)
相 対 的 記 載 事 項	①業務執行社員の定め (商70) ②代表社員とその報酬 (商76) ③共同代表の定め (商77) ④社員の退社事由の拡 張 (商85 i) ⑤労務・信用等を出資 の目的とした場合の 持ち分払戻に関する 特別の定め (商89)	①業務執行社員の定め (商147、70) ②代表社員とその報酬 (商147、76) ③共同代表の定め (商147、77) ④社員の退社事由の拡 張 (商147、85 i) ⑤左に同じ (商147、89) ⑥会社の存続機関又は 解散事由 (商147、94)	①現物出資に関する事 項 (商168 i ⑤) ②財産引受 (商168 i ⑥) ③設立費用 (商168 i ⑦) ④発起人が受ける特別 の利益・報酬の額 (商168 i ④⑦) ⑤株式譲渡の制限 (商204 i) ⑥名義人書換代理人・ 登録機関の定め (商206 ii iii)	①左に同じ (有7 ②) ②左に同じ (有7 ③) ③左に同じ (有7 ④) ④持ち分の消却につい ての定め (有24) ⑤業務執行に関する決 定手続きの要件の加 重・緩和 (有26)

業 務 資 料

	合 名 会 社	合 資 会 社	株 式 会 社	有 限 会 社
相 対 的 記 載 事 項	⑥会社の存続期間または解散事由 (商 94)	⑦左に同じ (商 147、117)	⑦配当利益をもってする株式の償却 (商 212 i)	⑥取締役選任の累積投票制度の採用 (有 25 の 2)
	⑦解散における財産の処分方法 (商 117)		⑧株主からする額面株式と無額面株式の転換請求の制限 (商 213 ii)	⑦代表取締役を置くことの定め (有 27)
			⑨優先株・劣後株・償還株式についての定め (商 222 ii)	⑧共同代表の定め (有 27)
			⑩転換株式に関する定め (商 222 の 2 以下)	⑨監査役を置く定め (有 33)
			⑪株券不所持制度の排除・制限 (商 226)	⑩総会招集期間の短縮 (有 36)
			⑫株主名簿の閉鎖期間・基準日の定め (商 224 の 3 iii)	⑪少数社員による社員総会招集請求の要件の加重・緩和の定め (有 37 ii)
			⑬議決権無き株式の議決権復活時期の定め (商 242 ii)	⑫社員総会の通常決議の要件の加重・緩和 (有 38 の 2)
			⑭端株主の権利に関する定め (商 230 の 5)	⑬取締役・監査役の報酬の定め (有 32、34)
			⑮株主総会の議決事項の拡張 (商 230 の 10)	⑭一口一議決権の原則と異なる定め (有 39)
			⑯株主総会招集地に関する特別の定め (商 233)	⑮利益配当の基準についての特別の定め (有 44)
	⑰株主総会の議長についての定め (商 237 の 4)	⑯会社存続期間・解散事由 (有 69 i ①)		

業 務 資 料

	合 名 会 社	合 資 会 社	株 式 会 社	有 限 会 社
相 対 的 記 載 事 項			⑱株主総会の定足数の緩和 (商 239 i) ⑲取締役の任期の伸長 (商 256 iii) ⑳累積投票制度の排除 (商 256 の 3) ㉑取締役解消招集期間の短縮 (商 259 の 2) ㉒取締役会の決議要件の加重 (商 260 の 2) ㉓取締役の報酬 (商 269) ㉔補欠監査役の任期の限定 (商 273 iii) ㉕監査役の報酬・数人の監査役ある時の各人の報酬 (商 279 i) ㉖新株発行事項に関する定め (商 280 の 2 i 本文) ㉗建設利息の配当の定め (商 291) ㉘中間配当の定め (商 293 の 5) ㉙転換社債の発行についての定め (商 341 の 2 ii)	⑱精算人についての特別の定め (有 72 i) ⑲取締役・監査役となる者の指名 (有 11 i 参照)

業 務 資 料

	合 名 会 社	合 資 会 社	株 式 会 社	有 限 会 社
相 対 的 記 載 事 項			㊸新株引受権つき社債 発行についての定め (商 341 の 8) ㊹会社の存続期間、解 散事由の定め (商 404 ①) ㊺精算人に関する定め (商 417 i) ㊻上場会社の法定数と 異なる一単位の株式 数・非上場会社の単 位株制度採用の定め (昭56年改正法 付則16)	
任 意 的 記 載 事 項	強行規定や公序良俗に 違反しなければ、定款 上任意記載事項として 定めることが許される 例①準備金に関する事 項 ②配当期 ③広告の方法 など	左に同じ 例 合名会社と同様で ある。	左に同じ 例①株券の種類 ②株券の再発行手続 ③株式の名義書換手 続 ④質権の登録・抹消 手続 ⑤定時株主総会の時 期 ⑥議決権の代理行使 手続・要件 ⑦取締役・監査役の 員数 など	左に同じ 例①取締役・監査役の 員数 ②役員任期 ③役員資格を社員 等に限定する定め ④定時社員総会開催 の時期 ⑤会社の営業年度 ⑥利益金の処分方法 など

<定款の絶対的記載事項と設立登記における登記事項の比較>

	定款の絶対的記載事項	設立登記における登記事項
合 名 会 社	①目 的 ②商 号 ③社員の氏名・住所 ④本店・支店の所在地（区・市・町・村までで 足りる） (商 63)	①目 的 ②商 号 ③社員の氏名・住所 ④本店・支店（所在する地番まで） (商 64 i)
	⑤社員の出資の目的・その価格または評価の基 準 (商 63)	
		⑤存立期間・解散事由を定めたときはその事項 ⑥社員中会社を代表しない者があるときは、会 社を代表する社員の氏名 ⑦共同代表の定めのあるときはその規定 (商 64 i)
合 資 会 社	①目 的 ②商 号 ③社員の住所・氏名 ④本店・支店所在地（区・市・町・村まで） ⑤各社員の責任の有限・無限の別 (商 148)	①目 的 ②商 号 ③社員の住所・氏名 ④本店・支店（所在地番まで） ⑤各社員の責任の有限・無限の別 (商 149)
	⑥社員の出資の目的・その価格または評価の標 準 (商 148)	
		⑥有限責任社員の出資の目的・その価格及び履 行した部分 ⑦存立期間・解散事由を定めたときはその事項 ⑧無限責任社員中会社を代表しない者がある場 合は、会社を代表する社員の氏名

業 務 資 料

	定款の絶対的記載事項	設立登記における登記事項
合資会社		⑨共同代表の定めがあるときはその定め (商 149)
株 式 会 社	①目 的 ②商 号 ③会社が発行する株式の総数 ④額面株式を発行するときは一株の金額 ⑤本店の所在地(区・市・町・村までで足りる) ⑥会社が公告をなす方法 (商 166 i)	①目 的 ②商 号 ③会社の発行する株式の総数 ④額面株式を発行するときは一株の金額 ⑤本店及び支店(所在地の番地まで) ⑥会社が公告をなす方法 (商 188 ii)
	⑦設立に際して発行する株式の総数・額面・無額面の別および数 ⑧発起人の氏名・住所 (商 166 i)	⑦存立期間・解散事由の定めある時はその事由 ⑧数種の株式を発行する場合には各種の株式の内容・数 ⑨株式譲渡制限の定めある時はその定め ⑩建設利息の配当の定めあるときはその規定 ⑪利益を持ってする株式を消却する定めのある時はその規定 ⑫名義書換代理人・登録機関を置いたときはその氏名・住所・営業所 ⑬転換株式を発行するときは転換に関する事項 ⑭発行株式の総数・その種類・数 ⑮資本の額 ⑯取締役・監査役の氏名 ⑰代表取締役の氏名・住所 ⑱共同代表の定めある時はその規定 (商 188 ii)

	定款の絶対的記載事項	設立登記における登記事項
有 限 会 社	①目的 ②商号 ③資本の総額 ④出資一口の金額 ⑤本店の所在地（区・市・町・村までで足る） （有6）	①目的 ②商号 ③資本の総額 ④出資一口の金額 ⑤本店及び支店（所在地の番地まで） （有13 ii） ⑥存立時期・解散事由の定めある時はその事由 ⑦取締役の氏名・住所 ⑧取締役中会社を代表しないものがある時は、 会社を代表する取締役の氏名 ⑨共同代表の定めある時はその規定 ⑩監査役を置いた時はその氏名・住所 （有13 ii）

〔8〕業務執行社員・取締役・監査役・精算人の職務代行者の選任とその権限

合名会社・合資会社・業務執行役員（会社代表社員を含む）および精算人、株式会社・有限会社の取締役（代表取締役を含む）・監査役および精算人（代表精算人を含む）について、その職務執行の停止、又はその職務代行者選任、若しくはその変更・取消の仮処分が、民事保全法による仮の地位を定める仮処分として認められることとなっ

た。（民事保全法 23 ii、56）これにより、前記会社社員の職務執行停止または職務代行者選任、これらの変更・取消がなされた時は、本店・支店でその登記をなすべきこととする規定を新設し、職務代行者の権限と対外的効力を統一的に規定することとなった。

なお、この登記は裁判所の囑託登記でなされることとなる。（民事保全法 56）

年計報告を至急お出し下さい

〈総務部〉

年計報告の提出期限は、3月31日ですが、まだ提出していない会員がおりますので、未提出の方は、至急ご提出下さい。

なお、取扱い件数のない場合でも「取扱事項なし」として、ご報告して下さい。

外国人登録法の一部を改正する法律のあらまし

業務研修部

◇外国人登録法の一部を改正する法律（法律第六六号）（法務省）

1 登録事項に関する規定の整備等

(一) 登録事項から上陸した出入国港及び市町村の長の職氏名を除くとともに、出入国管理及び難民認定法(昭和二六年政令第三一九号)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下「永住者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、本邦にある父母及び配偶者の氏名等を新たに登録事項として追加することとした。（第四条関係）

(二) 永住者及び特別永住者について新たに登録事項とされる本邦にある父母及び配偶者の氏名等については、登録証明書に記載しないこととした。（第五条関係）

(三) 永住者及び特別永住者について新たに登録事項とされる本邦にある父母及び配偶者の氏名等に変更が生じた場合には、当該変更を生じた日後における最初の居住地変更申請等をする時までに変更登録の申請をしなければならないこととした。（第九条関係）

(四) 永住許可又は特別永住許可を受けた外国人は、変更登録とともに本邦にある父母及び配偶者の氏名等の登録を申請しなければならないこととし、当該申請があったときは、市町村の長は、登録原票に変更の登録をするとともに登録原票の記載が事実合っているかどうかの確認をし、その確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならないこととした。（第九条の二関係）

2 永住者及び特別永住者の指紋押なつの廃止及

び署名の新設

(一) 永住者及び特別永住者については、新規登録等の申請をする場合に指紋の押なつを要しないこととした。（第一四条関係）

(二) 一六歳以上の永住者及び特別永住者については、新規登録等の申請をする場合には、申請書の提出と同時に登録原票及び署名原紙に署名しなければならないこととし、署名の方法その他署名について必要な事項は、政令で定めることとするとともに、当該署名をこれらの申請に基づき外国人に交付される登録証明書に転写することとした。（第一四条の二関係）

3 登録証明書の切替交付の申請期間に関する規定の整備

(一) 永住許可又は特別永住許可を受けた外国人が、変更登録とともに本邦にある父母及び配偶者の氏名等の登録を申請し、登録原票の記載の確認を受けたときは、登録事項の確認の申請をしなければならない期間は、当該確認を受けた日の後の五回目の誕生日から三〇日以内とすることとした。（第一一条第一項関係）

(二) 新規登録等の申請の時に署名をしていない者については、登録事項の確認の申請を行わなければならない期間は、新規登録等を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において市町村の長の指定する日から三〇日以内とすることとした。（第一一条第三項関係）

4 実施規定の整備

この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則のうち都道府県知事又は市町村の長の行うべき事務については、政令で定めることとした。（第一七条関係）

5 罰則規定の整備

署名をせず、又はこれを妨げた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二〇万円以下の罰金に処することとし、また、居住地変更登録の申請をしない者及び外国人登録原票の記載事項のうち氏名、国籍、職業、在留の資格、在留期間又は勤務所若しくは事務所の名称及び所在地の変更の登録をしない者に対する罰則を二〇万円以下の罰金に改めることとするほか、所要の罰則を整備することとした。(第一八条、第一八条の二及び第十九条関係)

6 地方入国管理局の長が行う登録証明書の調製関係事務の整備

地方入国管理局の長が行うこととされている登録証明書の調製に関する事務に、これに関連する事務として政令で定めるものを追加することとした。(附則第九項関係)

7 附 則

(一) この法律は、公布の日から起算して一〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとするが、附則第五条の規定は、公布の日から施行することとした。(附則第一条関係)

(二) この法律の公布の日から施行の日の前日までの間に一六歳に達した永住者及び特別永住者については、一六歳に達していないものとみなしてこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)の規定を適用し、この法律の施行の日に一六歳に達したものとみなしてこの法律による改正後の外国人登録法の規定を適用する等の旨の経過措置を設け、公布の日から施行の日の前日までの間においてはこれらの者について新規登録等の申請に当たり、指紋の押なつをしなくても済むようにすること等とした。(附則第五条関係)

(三) 旧法の規定により交付された登録証明書所持する一六歳以上の永住者及び特別永住者は、新規登録等の確認の日の後五回目の誕生日が到来する前であっても、登録事項の確認の申請をすることができることとした。(附則第一〇条関係)

(四) この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。(附則第二条～第四条、附則第六条～第九条、附則第一条及び附則第一二条関係)

所蔵図書のごあんない

企 画 部

本会では、毎年会員の業務参考と会務運営の資料のため図書を購入しております。現在保管しておりますのは、合計 164 冊あり、そのうち業務処理に役立つと思われる主な目録は次のようなものです。閲覧、貸出し、コピーサービスも行っております。

- ・注釈民法 全30冊 有斐閣
- ・注釈刑法 全9冊 有斐閣
- ・日常生活の法律全集 自由国民社
- ・口語訳基本六法全書 自由国民社
- ・契約と日常書式集 学陽書房

- ・各種公益法人、登記書式手続総覧 東栄堂
- ・督促手続の実務 新日本法規
- ・内容証明公正証書の手引 日本法令
- ・告訴、告発 立花書房
- ・宗教法人の実務問答集 第一書房
- ・労働基準法 上 労務行政研究所
- ・人事労務の法律と書式集 自由国民社
- ・判例にみる企業の労災賠償責任 労働新聞社
- ・労災保険の給付手続便覧 労働法令協会
- ・労災保険と自賠保険調整の手引 労働法令協会
- ・労働災害と補償 日本労働協会
- ・労災保険法解釈総覧 労働法令協会
- ・日照私道境界の法律相談 学陽書房
- ・農地転用許可基準の解説 学陽書房

日行連総会見聞記

企画部長 坂 下 尊

平成4年6月17日、18日、日行連平成4年度定時総会に代議員として出席した。ホテルパシフィック東京の、超豪華会場を借り切ったの盛大な総会である。来賓に、塩川正十郎自治大臣ほか自治省担当官多数を招いての、華麗な祭典である。冒頭北海道会では、旭川支部の高橋武次先生と、十勝支部の佐々木行雄先生兩名が、自治大臣表彰を受賞され、共に光栄を実感した。永年の役員歴に感謝する。

議長に埼玉会の永沼逸郎代議員、副議長に大阪の川喜多康男代議員を選出して議事に入ったが、議長は『質問が94件ある、これ全部に執行部の答弁を求めるため、議事運営委員会では、議案説明全部省略、再質問3分以内に限定、再々質問は原則として認めないと決定したので、議事進行はこれに従う』と宣言した。出席代議員214名は、安堵の胸をなでおろした。ちなみに、例年の質問件数は約40件程だという。

さて、執行部の答弁であるが、入れ替り答弁するものの、あれもこれも理解してもらおうと苦慮

するためか、論旨がはずれてあらぬ方向へ進んでしまい、答弁者も質問の趣旨が判らなくなってしまうらしい。聞いている方ももちろん、余計な話ばかり聞かされて、さっぱり判らない。

簡潔明瞭、理路整然とは大変にむずかしいことだと、今さらながら自ら反省した次第である。北海道から出ている役員の日向寺、後平両氏の答弁が際立って明快であったことが印象的。

ところで、質問事項の94件であるが、行政書士会の進路を定め、展望する年一度の総会であるから、喧喧譁譁の議論は大変結構、しかし代議員1人で12件とか、6件、5件の質問提出があるなどは、総会を私的議論の場と考えている向きもあり、また枝葉末節の意見も多い。しかし、注目したい建設的な意見として、法改正、代理権、VANサービス、件別報酬など、明日に向けての活発な議論もあって、傾聴に値した。ともあれ、日行連機構11部、5委員会の予算、4億1,900万円を無事承認可決して、平成4年度がスタートした。制度発展に、執行部の努力を期待したい。

- ▽・農地法詳解 学陽書房
- ・建設業法の展開 第一法規出版
- ・相続の法律相談 有斐閣
- ・財産相続の法律知識 自由国民社
- ・改正国籍法・戸籍法の解説 自由国民社
- 金融財政事情研究会
- ・交通事故の法律知識 自由国民社
- ・交通事故の損害賠償額 自由国民社
- ・交通事故と示談の仕方 自由国民社
- ・会社法 有斐閣
- ・有限会社の設立と実務 東栄堂
- ・会社設立手続一切 ビジネス社
- ・新版 注釈会社法(1) 有斐閣
- ・内容証明モデル文例集 新日本法規

- ・産業廃棄物処理ハンドブック ぎょうせい
- ・風俗適正化法ハンドブック 立花書房
- ・行政不服審査手続総覧 帝国地方行政学会
- ・新版 中小企業等協同組合法及び関係法令集 財中小企業情報化促進協会
- ・建設業の許可の手びき 大成出版社
- ・新版 外国人のための在留、登録手続の手引 日本加除出版株式会社
- ・公正、透明な行政手続をめざして 財行政管理研究センター
- ・自治会、町内会等法人化の手引 ぎょうせい

お知らせ

平成4年度自治大臣表彰者

平成4年度日本行政書士会連合会定時総会（平成4年6月17日）において、次に掲げる会員の方が、自治大臣及び日行連会長表彰を受けられました。

この自治大臣表彰は会員としての業務歴が30年以上で、且つ、本会役員歴が10年以上を有する者、また、日行連会長表彰は会員としての業務歴が20年以上等で、各支部より推せんの方々のあつた方々です。

受賞を心からお祝い申し上げますとともに、今後益々ご発展を遂げられますようお祈りします。

◇自治大臣表彰受賞者 2名

支部名	会員番号	氏名
旭川	220	高橋武次
十勝	319	佐々木行雄

◇日行連会長表彰受賞者

日行連顕彰基準第3条第4号該当者 5名

支部名	会員番号	氏名
札幌(手)	2,674	阿部力男
網走	2,636	佐々木英寿
室蘭	1,512	柴田政夫
〃	1,559	斉藤龍三郎
根室	1,835	小牛田清

日行連顕彰基準第3条第5号該当者 10名

支部名	会員番号	氏名
札幌(中)	1,039	吉田達夫
〃(中)	1,181	中島正美
〃(そ)	911	北出次男
函館	1,288	長谷川卓蔵
空知	1,253	豊島昭二郎
旭川	183	細川与五郎
〃	177	亀田只光
網走	805	梶川茂雄
十勝	593	松浦清一
釧路	1,083	前田紀久男

支部長人事(十勝支部)のお知らせ

平成4年6月6日の十勝支部定時総会において、役員改選が行われ、新支部長に齊藤英雄様が選任されました。

車庫証明対策委員会委員及び綱紀委員の委嘱について

第33回定時総会において承認されましたとおり、車庫証明対策特別委員会が、監察部に発展的移行し、車庫証明対策委員会となりましたことに伴い同委員の人選並びに綱紀委員の欠員補充の人選が、去る6月30日に開催した第2回理事会において、次のとおり承認され、同日付で委嘱発令しました。

記

◎車庫証明対策委員

監察部長 佐々木 英 寿 (委員長)
 理 事 熊 谷 陽 一
 札幌支部 早 坂 剋 弘 (副委員長)
 " 黒 田 俊 雄
 " 小 野 清 美 智
 " 穂 刈 豊

◎綱紀委員(補充)

札幌支部 角 田 一 江

十勝・釧路支部の事務所が移転しました

◆十勝(新事務所)

場 所 〒080
 帯広市西12条南16丁目3番地9
 瀬尾労務行政事務所内
 T E L (0155)24-2266
 F A X (0155)23-2811

◆釧路(新事務所)

場 所 〒088-06
 釧路郡釧路町新開4丁目49番地1
 佐藤社労務行政事務所気付
 T E L (0154)36-1429
 F A X (0154)36-1429

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
4. 5. 20	行政書士登録調査委員会	15:00～17:00	本会会議室
5. 29	第2回常任理事会	13:00～17:00	警察共済エルム会館
5. 29	第1回綱紀委員会	13:00～17:00	道民活動振興センター (かでの2・7)
5. 30	第33回定時総会	10:00～17:00	公立学校共済組合 ホテル・アカシヤ
6. 3	会則等検討委員会	15:00～17:00	本会会議室
6. 10	行政書士登録調査委員会	15:00～18:00	同 上
6. 11	行政手続法研究委員会	15:00～17:00	同 上
6. 23	社労業務等打合せ	13:00～17:00	北農健保会館
6. 25	第1回監察部会	13:00～17:00	本会会議室
6. 30	第2回理事会	13:00～17:00	北農健保会館
7. 1	第2回監察部会及び車庫証明対策委員会合同会議	9:30～15:30	雪印健保会館
7. 14	行政書士登録調査委員会	15:00～18:30	本会会議室
7. 15	会則等検討委員会	15:00～17:00	同 上
7. 17	第1回経理部会	13:30～17:00	同 上

＝ 支 部 の う ご き ＝

注：（ ）は通知人員

支 部	開 催 年 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札 幌	4. 6. 29	かでの2・7 学習室A・B	労働時間短縮について	札幌中央労働基準監督署 第一方面主任監督官 東海林 剛	(595) 34	一般
	4. 7. 3	かでの2・7 310会議室	自賠償保険請求の実務	札幌支部業務部 理 事 河上 隆	(595) 22	"
	4. 7. 9	かでの2・7 820研修室	建設業許可申請について	石狩支庁建設指導課 係 長 道谷 靖夫 主 事 近藤 久史	(595) 68	"
小 樽	4. 5. 28	倶知安町 あら政	財務諸表及び工事経歴 の作成並びに経審申請 について	後志支庁経済部建設指導課 主 任 事 芦田 登 主 事 重岡 千里	(64) 25	一般
	4. 6. 24	ロ ア ー ル	相続遺産配分について	本会会長 日向寺正幸	(65) 18	一般

支部	開催年月日	場所	研修科目	講師	受者数	講数	研修種別
空知	4. 7. 1	ホテルスエヒロ(滝川)	民法(親族)	札幌支部理事 板垣 俊夫	(107)	21	一般
宗谷	4. 6. 30	稚内社会保険事務所 2F会議室	1. 健康保険法の改正について 2. 国民年金法等の改正について 3. 国民年金の取扱いについて 4. 算定基礎届について	稚内社会保険事務所 業務第1課長 中田広一郎 稚内社会保険事務所 国民年金業務課長 須古 利一 " " " " 稚内社会保険事務所 業務第1係長 鳴海 正勝	(15)	10	一般
室蘭	4. 4. 28	室蘭中小企業センター	建設業の業務取扱いについて	胆振支庁経済部建設指導課 土木係長 目谷 繁昭	(50)	24	一般
苫小牧	4. 5. 20	苫小牧市民会館	建設業の業務取扱いについて	胆振支庁経済部建設指導課 土木係長 目谷 繁昭	(44)	23	一般
釧路	4. 6. 30	釧路市厚生年金 福祉会館	1. 行政手続法の現状 2. 統一的行政手続法は行政書士に有益か無益か 3. 行政手続法はどのような内容をもつものか	本会副会長 米倉 博	(58)	12	一般

表紙のことは

蒼騎会会員 朝田 廣三
(西区会員)

日高路の海岸は「襟裳岬」に象徴されるように極めて単調な風景が続く。幌満を過ぎる頃からその容貌が変化して来る。特に岬をかわしたいわゆる黄金道路はその名のとおり多額の黄金を投じた難工事の跡がそこゝに偲ばれるこの画もその一コマであり、単調故に多少のデフォルメを試みている。晩秋の寸描である。

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
函館	2,015	高橋 四郎	4. 5. 25
"	3,696	松塚 政人	4. 6. 19

★原稿募集

★企画部

会報『行政はっかいどう』に、会員皆様から、下記趣旨の原稿を募集します。振るってご応募下さい。掲載分には粗品を進呈します。



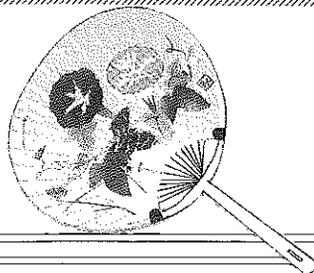
1. 取扱業務の事例研究
2. 支部事業実施のレポート
3. 異色会員のプロフィール紹介
4. 行政書士の個人PR作戦(こんな広報やっています)
5. 行政書士制度、会務運営に対する提案、意見、提言。
6. 研究会、勉強会のグループ活動



等、概ね原稿用紙2枚以内に要約して、行政書士会事務局まで郵送下さい。

編集委員会で協議のうえ、順次掲載します。

編集後記



- 東京一極集中が話題となって久しいが、道内においても札幌一極集中が議論される機会が多くなってきている。
- 事実『ヒト3割・カネ4割・モノ5割』が札幌に集中してきており、このままでは札幌の集中度がますます高まることが予想される。
- 前述のヒト・カネ・モノのほか、特に集中度の高いものが『情報』であろう。
- 道庁や国の機関などの行政機能が、集中していることも要因のひとつであり、経済・情報活動を反映する電話加入数は、札幌は全道の32.6と約3分の1、学生数の集中度は54.8と半分を越えている。
- 情報処理産業の合計事業所数は、全道の79.2、新聞の領分数は30.2と、これらも札幌における集中度は高く、また新たな集中として文化・学術的な、例えばスポーツ大会、コンサート、学会等が加わってきている。
- こうしたなかで、札幌一極集中の効用と弊害について考えていかねばならなくなっているが、一極集中の効用として、北海道から道外への人口流出をせき止める、札幌というダムが存在価値を見いだそうという『札幌ダム論』、札幌が一大消

費都市として成長することは道内の各産業の振興・育成を助けるという『人口マーケット論』、その他『都市魅力論』などがある。

●一方、平成2年国勢調査によれば、全道212市町村中、9割に当たる189市町村の人口は減少しており、地方経済が停滞し、活力が失われ、ヤング層の札幌流入は深刻な問題となっている。札幌一極集中についても『道内』という、せまい視点で考えるべきでなく、地方分散の時代に仙台・名古屋・広島・福岡などといった都市との地域間競争やこれらの都市が、その地域のカネや情報などのネットワークのアクセスポイントとしてますます重要性を増してくるものであり、全国唯一の広大な北海道の長所をむしろ伸ばして他地域との差別化を計っていくことが、これからの我々の責務であり、その街の政治・経済とより密接に関わりながら、札幌にはない魅力的な街の個性を発揮させる中で、全道にネットワークをもつ当業会が地域間の連携のキーマンとしての役割を果たしていくべきであろう。

<佐藤良雄>

'92. 7. 第191号 平成4年7月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有)酒井印刷所
札幌市中央区南3条西1丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 小 樽3-8224番